

本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）

太枠内の項目について必要事項を記入し、該当する□欄にレ点又は該当する選択肢に○を付け、写真欄に写真を貼ってください。
（記入は、黒インク又は黒のボールペンを使用し、楷書で記入してください。こすると文字が消えるペンは使用しないでください。）

受付番号		申込先	行政管理課	職種	事務補助職員	写 真 欄 ・たて 4cm×よこ 3cm ・6 か月以内に撮影した 写真（上半身、脱帽、正 面向き）
受付日		課 名				
フリガナ	ホンジョウ		ハナコ	性別		
氏 名	(氏) 本 庄	(名) 花 子	女			
生 年 月 日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日生 (50) 歳 (令和 8 年 4 月 1 日時点)					
現 住 所	〒 367-0000 埼玉県本庄市本庄〇丁目〇番〇号 ※申込者本人と確実に連絡の取れる電話番号を記入してください。 電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇					

学 歴	学 校 名	学部・学科・専攻	在 学 期 間	区 分
	(直近から記入してください。)			
	〇〇大学	〇〇学部〇〇学科	平成〇〇年 4 月から 平成〇〇年 3 月まで	卒業・卒業見込 その他 ()
	〇〇高等学校	普通科	平成〇〇年 4 月から 平成〇〇年 3 月まで	卒業・卒業見込 その他 ()
	高校以降の学歴を記入してください。		年 月から 年 月まで	卒業・卒業見込 その他 ()
職 歴	本庄市役所での職歴を直近のものから記入してください。			
	所 属 課	職 務 内 容	在 職 期 間	雇 用 形 態
	〇〇課	・〇〇業務の窓口対応 ・パソコン入力等	令和 6 年 4 月から 令和 7 年 3 月まで	正職員・その他 会計年度任用職員
			年 月から 年 月まで	正職員・その他 会計年度任用職員
			年 月から 年 月まで	正職員・その他 会計年度任用職員
	本庄市役所以外での職歴を直近のものから記入してください。			
	勤 務 先 名	職 務 内 容	在 職 期 間	雇 用 形 態
	〇〇工業株式会社	一般事務・経理	平成 31 年 4 月から 令和 6 年 3 月まで	正規雇用 その他
			年 月から 年 月まで	正規雇用 その他
			年 月から 年 月まで	正規雇用 その他
			年 月から 年 月まで	正規雇用 その他
			年 月から 年 月まで	正規雇用 その他

兼 業	令和 8 年 4 月 1 日以降に兼業する勤務先を記入してください。									
	企業・団体名	役職・雇用形態	勤務地	勤務形態・時間						
資 格 免 許	名 称	取 得 年 月		交 付 機 関						
	左 記 の 項 目 に 関 し									
	募集要項に記載の免許・資格等を有している場合はこちらに記入してください。									
		年 月 取得・見込								
		年 月 取得・見込								
		年 月 取得・見込								
パソコン 能 力	Word・Excel について、いずれかあてはまるものにチェックしてください。									
	☐ 応用的操作可（表・グラフ等の作成、関数使用）	☐ 基本的操作可（文書作成・表への入力）		☐ 操作不可						
勤務できない日	☒ 日	月	火	☒ 水	木	金	☒ 土	なし	週	日勤務可能
勤務可能な時間	午 前 ・ 午 後 9 時 0 0 分 ～ 午 前 ・ 午 後									
通 勤 手 段	☒ 自家用車 ☐ 徒歩 ☐ 電車・バス ☐ その他（ ）									
志望動機及び自己 P R										
選考を受けるにあたっての経緯や志望動機、またアピールできる自己 P R を御記入ください。										
特記事項 （例）健康状態について配慮が必要なこと等										
選考を受けるにあたっての特記事項だけでなく、本庄市で勤務するにあたっての特記事項についても、該当がありましたら御記入ください。										
今回の選考の結果、採用に至らなかった場合、同じ職種に欠員が出た際の任用を希望しますか。 ※希望者は市が管理する待機者名簿に登録されます。欠員の状況に応じて本市から御連絡します。										
☒ はい ☐ いいえ										

私は、本庄市会計年度任用職員の選考を受験したく申込みます。なお、私は募集要項に掲げる受験資格を全て満たしており、申込書の記載事項は事実と相違ありません。

また、私は以下の事項に相違ないことを誓約いたします（ただし、2の誓約については、こどもと接する職に応募する場合に限ります。）。

1. 地方公務員法第16条の以下規定のいずれにも該当していません。

- （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 次頁記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※なお、署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑行為防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科はありません（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しません。）。

令和 年 月 日 氏名 本庄 花子 (自 署)

- ・ 記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- ・ 資格を必要とする職に申込み場合は、当該資格証の写しを添付してください。
- ・ 本申込書は、A4両面刷りで印刷の上、申込先に提出してください。
- ・ 「勤務できない曜日」、「勤務可能な時間」については、勤務条件を決めるための参考資料として使用します。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの